

令和6年度 第1回大東中学校運営支援協議会

期 日：令和6年5月31日（金）

時 間：14:30～16:00

会 場：多目的教室

< 次 第 >

- 1 開 会
- 2 出席者紹介（自己紹介）
- 3 委嘱状交付
- 4 校長あいさつ
- 5 会長・副会長の選出
- 6 協議（議長：会長）
 - （1）大東中学校運営支援協議会について
 - （2）令和6年度学校経営方針・学びフェストについて
 - （3）その他
- 7 情報交換
 - （1）学校・生徒の状況について
 - （2）熟議（グループごとの意見交換）

テーマ「学校と地域が連携したよりよい活動について」

○連携できること、新たに取り組めること、課題など

 - ・「学校（生徒）が地域に」〔地域行事、ボランティア活動など〕
 - ・「地域（の人）が学校に」〔協力できること、地域教材など〕
- 8 その他
- 9 閉 会

令和6年度 大東中学校運営支援協議会 委員名簿

氏名		備考（地区など）
イトウ シュンイチ 伊東 俊一		
チバ ミツル 千葉 満		
キクチ ブンエツ 菊池 文悦		
オノデラ キョウコ 小野寺 京子		
オノデラ シュンジ 小野寺 俊次		
キク チ アキラ 菊池 聡		
ホシ リツ 星 律		
イトウ タマ オ 伊藤 玉男		
カンワバラ アツコ 柏原 厚子		
サトウ ケイコ 佐藤 恵子		
オイカワ ミツマサ 及川 光正		
マツ ダ エミコ 松田 恵美子		
オヤマ ミツル 小山 充		
スガワラ マサヒロ 菅原 正浩	大東中学校 校長	
キクチ ケイシ 菊池 啓志	大東中学校 副校長	

協 議

議事（１）大東中学校運営支援協議会の目的・役割・年間計画について

1 目的（一関市学校運営支援協議会規則 第3条）

- (1) 協議会は、学校及び地域住民等が学校運営への必要な支援に関して協議する機関
- (2) 地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校との信頼関係を深める
- (3) 学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図る

◎一関市教育委員会及び校長の権限と責任のもと、地域とともにある学校づくりを目指す

2 協議会の役割（一関市学校運営支援協議会規則 第12～14条）

- (1) 校長の作成した基本的な方針の承認（規則第12条）
※基本的な方針→①学校運営方針②教育課程③校長が必要と認める事項
- (2) 意見の申出（規則第13条）
- (3) 運営状況の報告（規則第14条）

3 年間計画

学期	開催日	会議等の名称	主な内容（ ）内は協議会規則
1	5月31日（金） 14：30～	第1回学校運営支援協議会	基本的な方針の承認（第12条） 意見の申出（第13条） ※熟議「学校と地域が連携したよりよい教育活動について」
2	10月 日（ ） 14：30～	第2回学校運営協議会	意見の申出（第13条） ※熟議「 」
3	2月 日（ ） 14：30～	第3回学校運営協議会	運営状況の報告（第14条） 意見の申出（第13条） ※熟議「 」

4 その他

- (1) 上記3回の学校運営協議会の他、必要に応じて会議を招集する場合がある。
- (2) 学校行事等の運営を実際に見ていただく機会をつくり、委員に案内する。
【1学期】入学式、体育祭、授業参観
【2学期】文化祭、授業参観
【3学期】卒業式

議事（２）令和6年度学校経営方針・学びフェストについて

議事（３）その他

情報交換

(1) 学校・生徒の状況について

① 令和6年度生徒在籍数

	1年	2年	3年	計
男子	39 (特支3)	33 (特支2)	33	105 (特支5)
女子	37	40 (特支3)	41	118 (特支3)
計	76 (特支3)	73 (特支5)	74	223 (特支8)

② 令和6年度教職員 ※学校要覧参照

③ 教育環境関係

◎ 全体としては、恵まれた施設・設備の中で教育活動が展開されている。

ア 学校統合に伴い教室が増設され、特別支援学級教室（1階）、多目的教室（2階）で活用している

イ GIGAスクール構想

令和3年8月、教職員と生徒にタブレット端末が配られ、活用している。

ウ 教室内外の学習環境や掲示物の充実、草刈り、花壇の整備等を心掛け、環境美化に継続して取り組んでいく。校地や法面が広くて大変である草刈りは、6月と9月にPTAの活動として協力いただく。また、校地内の樹木に関しては、中庭分は摺沢寿会の方々に、他は学校支援地域本部事業での剪定をお願いする。※6/15（土）中庭の剪定

エ 家庭科の被服の授業や水泳授業において、学校支援地域本部事業での協力をお願いしたい。

オ 体育館カーテンのいたみが大きい。（市に要望はしていますが）

④ 生徒の学校生活の状況

ア 全体として、落ち着いた雰囲気です学校生活を送っている。体育祭も生徒が主体となった取組ができて大変成果の大きいものになった。大きな問題行動はないが、多少のトラブルがあり、その都度改善させている。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動を通して、3年生に自信をつけさせ、リーダーとしての自覚を持たせるとともに、2年生には中堅学年として3年生を支え1年生をリードする姿勢を、1年生には上級生に学ぼうという姿勢を育てていく。

ウ 部活動は強制加入ではないため、無所属が 名

エ 現在まで、重大ないじめや暴力、非行などの問題行動はない。引き続き授業や日常の活動、行事等の充実を図り、達成感や充実感を持たせて、未然防止に努めていきたい

オ 不登校傾向の生徒が数名おり、家庭と連絡をとりながら対応している。別室登校の生徒や支援が必要な生徒については、適応支援相談員、学校サポーターとの連携を図り、対応している。

(2) 熟議（グループごとの意見交換）

テーマ「学校と地域が連携したよりよい教育活動について」

① 地域における生徒のようすについて

② 連携できること、新たに取組めること、課題など

I 学校経営の基盤

本校の学校経営は、以下の諸法令等の理念を受け、学校・生徒・家庭・地域相互の信頼関係を大事にし、学校教育目標の具現を目指して推進する。

- 1 憲法や教育基本法等の教育関係法規
- 2 前次学習指導要領による「生きる力」の育成、今次学習指導要領(平成29年3月告示、令和3年度全面実施)で示された「主体的・対話的で深い学び」の展開
- 3 一関市教育委員会と岩手県教育委員会が目指す教育の目的や基本目標
 - 《一関市教育振興の基本目標》(2016～2025)
「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」
 - 《岩手の義務教育の目的》(2019～2028)
「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会を創造する能力を育てる「人間形成」

II 学校教育目標および目指す生徒像・教職員像・学校像

1 学校教育目標と目指す生徒像

学 校 教 育 目 標

【 校 訓 : 切 磋 琢 磨 自 他 共 栄 】

～ふるさと大東を愛し、主体的に考え、心豊かに、心身を鍛える生徒の育成～

- 知** ○ 主体的に学び、広く深く考え、知性を高める生徒
- 徳** ○ 思いやりをもち、互いに認め合う、しなやかな生徒
- 体** ○ 自ら粘り強く鍛え、健康でたくましい生徒

2 目指す教職員像

- 主体的に自己研鑽し、自らの資質・能力を高める教職員
- 教育公務員としての自覚と使命感をもち、生徒・保護者・地域に好かれる教職員
- 協力・協働を実践し、学校組織の一員として職務に精励する教職員

3 目指す学校像

- 基礎基本を大切にし、学習内容を理解定着させる学校
- 生きる力を育む教育活動を創意工夫する学校
- より良い人間関係が築ける生徒を育成する学校
- 家庭や地域と連携して、地域の宝である生徒を育てる学校

III 学校経営の方針と重点

1 経営の方針

- (1) 「生きる力」を培うために、知・徳・体をバランスよく育み、郷土を愛し、その復興・発展を担うひとづくりを目指す。
- (2) コミュニティー・スクールを推進し、学校と地域が一体となって、目標「まなびフェスト」をもって学校づくりを進め、より良い教育活動を目指す。
- (3) あらゆる機会と場を捉えて生徒一人ひとりの特性の把握に努め、全職員で情報を十分に共有し合って共通理解を図り、組織的に教育活動を推進する。
- (4) 生徒指導の三機能を活かして望ましい人間関係づくりを図るとともに、集団の一員としての自覚と自己肯定感・自己有用感並びに成就感を育むために、節目となる行事を中核に据えた6期による教育活動を展開する。

6期展開の年間テーマ：「多様性を認め、より高い自分に挑戦し続ける！」

ア 第1期（4月）：「新しい出発」

スタートのこの時期において、諸活動の基盤をできる限り仕上げ、学校生活全般を順調にスタートさせるよう努める。

新入生には、中学生としての生活と学習のリズムを身に付けさせ、2・3年生にはあらゆる活動や言動に責任を持たせ、後輩の手本となるよう意識を高めさせる。

本校の学校経営の柱である学校行事の中の「入学式」をはじめ、新入生歓迎のための生徒会行事等で、生徒が成就感と感動を持てるように、事前・事中・事後の指導に集中的に取り組ませ、その後の学校生活の展開に資するよう努める。

イ 第2期（5月～6月中旬）：「目標への挑戦」

この時期には「体育祭」が予定されており、行事を通して生徒が大きく成長する絶好の機会である。生徒に後輩を指導する力と、先輩に学ぶ力を育てたい。

また、「地方中総体」に向けて部活動の取組を強化し、体力と技術を向上させ、たくましい精神力やマナーを育てて、連帯感を育成するとともに、学習との両立を意識させる。

部活動は、協力し合い友情を深める等、好ましい人間関係を形成するものであり、大事な生徒指導の場でもある。学級担任と部顧問の連携を密にし、部活動と学級経営が生徒指導の両輪となるよう努める。また、無所属の生徒にも配慮する。

ウ 第3期（6月下旬～8月中旬）：「自律の生活」

第1・2期の集団づくりの中で生徒一人ひとりが培った力を高く評価した上で、個々の自律性のさらなる伸長を図る。

この時期は学習や体力づくりを自主的に行う絶好の機会であり、その中で自律心を育み「非行の防止」にも努める。

エ 第4期（8月下旬～10月）：「連帯の喜び」

第3期での個々の伸張を再確認するとともに、互いのよさを認め合う学級づくりを通しながら、真剣に学習する集団、互いに学び合う集団の実現を図る。

また、「地方新人大会」、「文化祭」があり、新人チームによる部のまとまりや、「文化祭」に向けた学級・学年の団結力を養う時期である。行事に取り組む仲間の長所を見出し、短所を補いながら、生徒の意欲を最大限に高める。生徒の「やる気」を引き出す絶好の機会と捉えて指導する。

オ 第5期（11月～2月）：「自己実現への飛躍」

この時期は部活動や学校行事で育んだ「やる気」を、学力向上の意欲につなげる。生徒の学習向上運動を軸にして学習意欲を引き上げ、「朝読書・授業・家庭学習」の一連のサイクルによる学力向上の取組に、一層力を入れる。

カ 第6期（2月中旬～3月）：「誇りある大東中」

1年の歩みを振り返り、成果と課題を明らかにして、生徒に自信と誇りをもたせ、次年度に向けた改善の意欲につなげる。

2 経営の重点

【統合2年目：統合して良かったと誰もが思えるような、安心・安全な学校づくり】

- (1) 適切かつ工夫ある教育課程の編成と着実な実施、授業改善と学び方の指導による学力向上
- (2) 進路指導（キャリア教育）と教育相談の充実、生徒会活動の活発化による開発的生徒指導
- (3) 教職員のライフステージに即して職能を磨き、実践的指導力を向上させるための研究・修養の充実
- (4) 啓発的体験活動やボランティア教育、防災教育を再構築した「いわての復興教育」の推進
- (5) 施設設備の更新や修繕、環境美化活動、働き方改革による教育環境と労働環境整備の推進
- (6) 「まなびフェスト」の取組、小・中連携やPTA活動による学校・家庭・地域の連携強化

IV 重点教育課題と改善の方策

1 学力向上対策（授業改善）【推進：教務部、研究部】

- (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた指導
 - ア 各教科・領域の指導にあたり、「学びに向かう力・人間性等の涵養」、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」を重視する。
 - イ 「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた教科指導を展開する。
 - ウ 「読む活動」を重視するとともに、「記録・説明・討議」等の言語活動を積極的に取り入れ、言語に関する能力や表現能力の育成を図る。
 - エ 中学校3年間を見通した適切な教育課程の編成と実施に努める。
- (2) 主体的に学ぶ力の向上を目指す教科指導の充実
 - ア 「いわての授業づくり3つの視点」を基本に据え、確かな学力の育成を目指した授業を実践する。
 - イ 教職員相互の連携強化を図り、組織的に研究を推進する。
 - ウ 教科指導や学習委員会主体の「まなびっこ検定」、モジュール学習の取組の中で、基礎的・基本的な知識や技能の反復練習を意図的・計画的に実施し、確実な定着を図る。
 - エ 生徒の学力実態の把握・分析、評価を適時適切に行い、情報を共有し合って個に応じたきめ細かな指導を展開する。
 - オ 問題解決的な学習活動や体験的な学習活動を積極的に取り入れる。
 - カ 教科指導と関連づけた家庭学習やノーメディアデーの取組などを通して学習習慣の定着を図る。
- (3) ICTを活用した授業の実践
 - ア 生徒の学ぶ意欲を醸成し、主体的に学習に取り組む態度を育む。
 - イ 積極的な研修受講と実践交流を推進し、効果的な学習指導の在り方を探る。
- (4) 来年度の市指定の学校公開に向けた取組
 - ア 問題意識の明確化と研究主題の検討・設定
 - イ 研究主題の設定と指導主事を積極的に招聘しての授業実践

2 生徒指導対策（学校不適応への対応と未然防止、情報機器の適切な利用）【推進：指導部】

- (1) よりよい人間関係を育てる生徒指導の充実
 - ア 多面的・総合的な生徒理解を心がけ、教職員と生徒の人的なふれ合いを大切にして、信頼関係構築を促進する。
 - イ 学年学級経営、部活動経営、生徒会諸活動等に創意工夫を凝らし、生徒に自己肯定感や自己有用感をもたせ、充実した学校生活を送らせる。
 - ウ 日常の観察やアンケート等をもとに、「いじめ」や「学校不適応」等の未然防止、早期発見、早期対応を心がける。
 - エ 不登校・不適応生徒等に対しては、教育相談や医療等の関係機関とも連携し、組織的な対応を行う。
- (2) 情報機器の適切な利用の指導強化
 - ア 情報教育をより一層充実させ、情報モラルの指導を徹底し、ICT活用とも連動させて情報手段の適切な活用能力を育成する。
 - イ 携帯電話やスマートフォン、インターネットトラブルの防止等に関わる指導、保護者への啓発の機会を積極的に設ける。

3 小・中連携、地域との連携・協働【推進：総務部、指導部】

- (1) 「まなびフェスト」の取組の強化
 - ア 数値目標を設定した「まなびフェスト」を生かし、家庭・地域との連携・協働による目標達成型の学校経営を推進する。
 - イ 目指す生徒像を共有し、学校(教職員)・家庭(保護者)・地域がそれぞれの役割を分担して生徒の育成にあたる。
- (2) 小中連携の強化
 - ア 小・中の指導の段差を和らげることで、「中1ギャップ」の解消に努める。

イ 9年間を見通した教育活動を展開し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を図る。

(3) 地域との連携・協働の強化

ア 地域の事業所や人材の協力を得て実施される教育活動を継続、発展・進化させ、地域との連携・協働を強化する。

イ 地域を題材にした教育活動を「大東学」として位置付け、郷土理解や郷土愛、地域の一員としての自覚を育む。

4 キャリア教育、防災・復興教育【推進：教務部】

(1) 自らの進路を主体的に切り拓いていく力と勤労観・職業観を育むキャリア教育の推進
〔大東地域の文化、社会、人材等を学ぶ「大東学」の充実によるキャリア教育の系統化〕

ア 保護者や地域の方々と連携し、キャリア教育の一層の推進を図る。

イ 自己理解→自己啓発（職業調べ、上級学校調べ、地域の人々の生き方学習等）→啓発的経験（職場見学、社会体験、上級学校体験入学等）へと発展して学ぶ場を設定する。

ウ キャリア発達の視点から3年間を見通した系統的な全体計画、年間指導計画の整備を継続する。 <1年:「地産地消の会」との交流 2年:社会体験学習 3年:情報発信>

エ 定期・随時の教育相談や三者面談を契機にして、生徒のキャリア発達を支援する。

(2) 防災・復興教育の推進

ア 防災・復興における自分自身の役割や自己の在り方を考え、将来への展望をもたせる。

【いきる】

イ 大震災や洪水等の体験を踏まえ、災害の知識や災害から身を守る方法を学ばせ、実践力を養う。

【そなえる・防災教育の推進】

ウ 地域との関わり方や郷土の将来像等様々な要素を組み入れた防災・復興教育の実践化を図る。

【かかわる・ボランティア活動の推進】

エ 教育活動全体を通して命を尊ぶ道徳的实践力、規範意識などを高める指導の充実を図り、「いわての復興教育」を推進する。

【いわての復興教育との関連とその推進】

5 道徳教育【推進：教務部】

・ 豊かな人間性の育成を図る道徳教育の充実

ア 道徳的諸価値に基づいて、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

イ 朝読書や図書館の利用を通して読書活動を推進し、豊かな感性や情操を育てる。

ウ 様々な啓発的体験学習を実施し、社会の構成員としての自覚と他者を尊重し思いやる心、公共のために尽くす心を育む。

6 特別支援教育【推進：教務部】

・ 個に応じた特別支援教育の推進

ア 特別支援コーディネーターのイニシアチブの下、学年や学級担任が連携して組織的に特別支援教育を推進する。

イ 一人ひとりの実態に応じた個別の指導計画と個別の教育支援計画を作成し、自立に向けた基礎や人間関係を築くスキル等について計画的に指導する。

ウ 通常学級で特別の支援を要する生徒については、通級指導やTT指導、ユニバーサルデザインに配慮した指導等の工夫を図る。

エ 校内就学指導委員会（特別支援校内委員会）を機能させ、特別な配慮を必要とする生徒について、適正な支援・指導を推進する。

オ 研修等を通じて学習障がいや情緒障がい等に対する理解を深めるとともに、障がいを持つ生徒個々の特性等を把握し、適切な支援に努める。

熟議（グループワーク）の進め方

趣旨：グループで情報交換し、現状や課題を共有する。

基本ルール

批判厳禁

自由奔放

質より量

結合発展

【グループワークの流れ】

◎ 進行係・記録係を決めます。

(1) 1人3分以内で、情報提供します。

◆「学校と地域が連携したよりよい活動について」◆

○連携できること、新たに取り組めること、課題など

- ①「学校（生徒）が地域に」 （地域行事、ボランティア活動など）
- ②「地域（の人）が学校に」 （協力できること、地域教材など）

(2) 情報提供いただいたことについて、質疑応答や意見交換を行います。

(3) 各グループごとに、どのような話題が出たか報告してもらいます。

およそ
30分
情報提供・意見交換

およそ
10分
まとめ

記録者名

◆「学校と地域が連携したよりよい活動について」◆

○連携できること、新たに取り組めること、課題など

①「学校（生徒）が地域に」 （地域行事、ボランティア活動など）

②「地域（の人）が学校に」 （協力できること、地域教材など）

一関市学校運営支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の目的)

第3条 協議会は、校長の権限と責任の下に学校（一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3 協議会は、当該協議会を置いた学校または地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該協議会を置いた学校（以下「対象学校」という。）の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。

(2) 委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。

(3) その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条 教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、原則として、公開する。

(基本的な方針)

第12条 校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。

(意見の申出)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。

2 協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第3条の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 学校の教育上の課題を踏まえたものであること。

(3) 特定の個人に関するものでないこと。

(4) 職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。

(運営状況の報告)

第14条 協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。

(適正な運営の確保等)

第15条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。